

納税者のための制度

税金は定められた期限までに納めなければなりません。次のような場合には、納税の猶予、納期限の延長、減免など納税の救済の方法があります。詳しくは、福井県税事務所または嶺南振興局税務部にご相談ください。

納税の猶予

災害等により県税を一時に納付できない場合には、申請により、納税が猶予される場合があります。

なお、納税の猶予には徴収猶予と換価の猶予があり、いずれも1年以内（事情により2年以内）の期間に限り納税が猶予されます。

●徴収猶予

次のときには、県税の徴収が猶予される場合があります。

- 本人の財産が災害または盗難にあったとき。
- 本人や家族が病気や負傷をしたとき。
- 事業に大きな損失を受けたときまたは廃業や休業をしたとき。

●換価の猶予

県税を一時に納付することにより、事業の継続または生活の維持を困難にするおそれがあるときは、差押えによる財産の換価（売却）が猶予される場合があります。

申請による換価の猶予は、平成28年4月1日以降に納期限が到来する県税が対象です。

納期限の延長

災害などにより期限までに納税できないときは、災害などがやんだ日から2月以内に限り税金の納期限が延長されます。

税額の減免

●災害時の減免

個人県民税、個人事業税、不動産取得税、自動車税、自動車取得税、鉱区税、軽油引取税などを納める人で、災害その他特別の事情があるときは、その税金の一部または全額が減免されます。

●身体障害者等の減免（P25、26）

自動車税、自動車取得税

※ 東日本大震災の被害を受けられた方は、上記のほか、自動車取得税の非課税措置などの特例措置を受けられますので、詳しくは、県のホームページをご覧ください。

更正の請求・不服申立て

更正の請求

税金を過大に申告してしまったときは、納期限から5年以内ならば減額するよう更正の請求ができます。

※法定納期限が平成23年12月2日以前に到来しているものについては、1年以内です。

不服申立て

県税の課税や徴収の処分に不服があるときは、知事に対して審査請求ができます。処分のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に手続をしなければなりません。